

1 1月12日の第3回弁論期日において、私たち弁護団はこれら未開示の試算に関する全資料につき文書送付嘱託（※）を申し立て、採用された。その内容は津波による過酷事故の発生を「想定外」とする東京電力の主張を覆し、東電と国の過失を根拠づける重要な証拠となる可能性がある。以下、弁護団が特に注目している試算について紹介する。

2. 2008年における、東京電力の二つの試算

第一。2万人以上の犠牲者を出した1896年の明治三陸沖津波地震と同タイプの地震が、日本海溝沿いのより南側、福島沖で生じたと仮定して実施した東電の試算である。試算の具体的な中身は未公開であり、3. 11の4日前に東電が保安院に報告した結果部分のみが公開されている。それによれば、敷地南側で15.7mの津波遡上高となり、高さ10m敷地上の4号機付近で2.6m浸水するという。1～4号機は地下に非常用ディーゼル発電機、電源盤などの重要機器が設置されており、しかも水密化等の津波対策はなされていない。「浸水による全交流電源喪失→炉心損傷」を予測できたはずである。

第二。上記の津波地震に比べ、北米プレートと太平洋プレートの間、より深い位置で生じた896年の貞観津波に基づく東京電力の試算が2008年になされている。1～4号機における想定津波の高さは8.7mであるが、東京電力は「不確実性の考慮のため、2～3割程度津波水位が大きくなる可能性あり」と認めている。そうすると、想定津波高さは11mを超えることになる。やはり、「浸水による全交流電源喪失→炉心損傷」を予測できるだけの数値である。

3. 2000年時点での電気事業連合会の試算

さらに、東電ら電力会社が結集する電気事業連合会（電事連）は、2000年時点で当時最新の手法等により、試算数値を1.2倍、1.6倍、2.0倍とした想定結果をまとめている。1.2倍の場合津波高さ5.9m～6.2mとのことであるから、2.0倍の場合、高さ10mを超える想定結果を得ていたはずである。この点も、電事連が資料を開示すれば明らかになるであろう。

2000年の時点で、すでにここまでのシミュレーションがなされていたこと、にも関わらず東電が何ら津波による全交流電源喪失について見るべき対策を講じていなかったことに、怒りを禁じ得ない。

4. 終わりに

裁判所が申し立てを採用した際、傍聴席で見守る原告らから「よし！」との声が上がった。翌日は、津波試算の開示につき注目する新聞報道が複数あった。

東京電力代理人は「いつ出すかは文書の所持者である東京電力が決める」と述べ、国の代理人は「申立てられた文書の中には我々の認識していないものもあると思われるので反対」等と述べ、申立採用に反対した。責任を免れるためなら重要な事実を隠ぺいして憚らない体質は、事故以前と何ら変わっていない。

弁護団は、この裁判を梃子に、東電と国の責任を明らかにする事実を徹底的に明らかにしてゆく構えである。今後もご注目を頂くようお願いいたします。（弁護士 久保木 亮介）

※文書送付嘱託（ぶんしょそうふしょくたく）とは・・・民事訴訟では、裁判の証拠として必要な文書を第三者が所持している場合には、文書の所持者に対して、その文書を裁判所に送付（提出）するよう求めることができます（民事訴訟法第226条）。これを送付嘱託といいます。

裁判所は、訴訟当事者の申立てを受けて、真実発見などのためその文書を証拠とすることが必要であると判断したものについて、送付嘱託をします。



地方公聴会に参加して

1 平成25年11月25日、福島駅前のホテル辰巳屋において、特定秘密保護法案についての地方公聴会が開催された。私は気軽に引き受けたが、福島県でしか開催されず、全国的に注目される事態となった。後に、ユーチューブで全てライブされていたと聞いてさらに驚いた。

この公聴会は、衆議院国家安全保障特別委員会が開催したものであるが、何故、原発被害が進行中の福島県を選んだのかは不明である。委員長は額賀志郎で、他に15人の国会議員、衆議院参事など随行者、同行者が10人、マスコミ、傍聴者も多数で、物々しい陣容であった。

ホテルの外では鈴木雅貴弁護士も加わって、県労連などで作る「反対ネットワーク」が、県民に反対を訴えていた。原告団からも多数が参加していた。



2 物々しい陣容とは裏腹に、公聴会の翌日の26日か27日には法案を衆議院で通すという報道がなされていたことから、公聴会は茶番劇だなと感じていた。公聴会で7人全員が慎重ないし反対意見を述べたにもかかわらず、それも全く無視して27日に衆議院を通過したときにも、全く意味がないじゃないかと実感した。

3 当日は、高い壇上に座った額賀委員長が議長となり、午前10時から10分刻みで7人の意見陳述者が意見を陳述し、その後、委員会の委員（衆議院議員）7人が15分刻みで自分の好きな意見陳述者を指名して質問するという形で、午後1時まで寸部の隙もないスケジュールが組まれていた。



4 最初、自民党推薦と思われる浪江町の馬場有町長がマイクを握り、SPEEDIの情報隠しにより被ばくをした実態を訴え、情報公開が一番大事だと陳述した。次いで、福島県弁護士会副会長の槇裕康弁護士も、原発の情報隠しで県民の生命・身体が脅かされたことや法案の国民への萎縮効果を訴えた。二瓶由美子桜の聖母短大教授は、公聴会開催が意味がないことや権力が歴史的に人権を抑圧してきたことを陳述した。名嘉幸照（株）東北エンタープライズ会長は、GEの後、福島第一・第二原発の保守管理を40年にわたって請け負ってきたという人で、原子力業界の隠蔽対質から、内部告発ができなくなれば原発の安全が保てないことを訴えた。畠中信義いわき短大教授は、情報は公開されて初めて国民が知識を得られるもので、公開されなければ人権が成り立たないことを訴えた。6番目の陳述者となった私は、核により世界を支配するアメリカと日本が集団防衛をすることはイラク裁判で違憲とされた事態を招くこと、法案が通れば原発問題など軒並み秘密指定され、国民が萎縮、沈黙させられることを訴えた。最後に、佐藤和良いわき市議がやはり原発情報が秘密指定されることや公聴会を全国で開催するよう訴えた。

5 安倍総理は、岸のじいちゃんの教育を受けたのであろう。日本国憲法については、押しつけ憲法として勉強しなかったようである。発想は50年以上古く、大日本帝国憲法の人権感覚しかないように感じる。

日本がアメリカと同盟を組んで集団防衛をするようなことがあれば、それに応じて中国などの反発も強くなるだろう。そのような徴表が既に表れているのではないか。





二本松合同説明会を開催して

福島支部 服部 浩幸

12月14日、二本松市の福島県男女共生センターにおいて、二本松民商・安達地方農民連など複数団体の共催で、合同説明会を開催いたしました。相双民商さんが毎月開いている定例会の終了後に、そのまま会場をお借りする形で使わせていただきました。

雪が降りしきるあいにくの天候だったのですが、20名の参加者があり、やや小さめの会場は満員の熱気に包まれていました。

会では、まず鈴木弁護士が訴訟の概要を説明し、その後、深谷弁護士が3回の期日を終えたこれまでの経過と、今後の見通しなどについて話をされました。

その後の質疑応答では、今までにない突っ込んだ質問や意見が相次ぎました。印象深かったのは、我々の訴訟が単なる損害賠償を求めるものではなく、国と東電の責任を明らかにして、最終的には除染方法や健康対策の確立まで求めていくものだという説明に対し、ならばもっともっと日本中に広くアピールし、行動していかなければならないのでは？という意見が出されたことでした。

確かに、これまでは原告の拡大などに力を注ぐことで精一杯でしたが、日本で一番大きな原発事故の被害救済を求める訴訟となった今、私たちが考えている以上に社会的責任は重いのかもかもしれない、と気付かされました。

二本松に限らず福島や郡山でも、市の中心部への浸透はまだまだ手薄です。これからも定期的に説明会を開催し、原告の拡大と訴訟への支援を広げていきたいと思えます。



1月19日、原告団総会を開催します！

2013年3月11日の集団訴訟の提訴から1年が経とうとしています。

この間、原告団・弁護団は2000名を超え、2か月に1回の速さで行われる裁判で国と東京電力の責任を追及する主張を次々と展開し、毎回の意見陳述を行い被害の実態を明らかにしてきました。法廷の外でも、福島県内あるいは避難先、東京で、様々な活動を行ってきました。

そんな1年を振り返り、これからの活動について報告や協議を行う原告団総会を開催します。役員を選出や今後の方針など重要な事項について決定を行います。チェルノブイリ原発事故後の追跡調査などを行ってきた今中哲二先生（京都大学原子力工学助教授）を特別ゲストにお招きし、お話ししていただく予定もあります。原告のみならず、必ずご出席ください！！

**【日時】 2014年1月19日 13:30～ 今中哲二先生記念講演
14:45～ 原告団総会**

【会場】 福島県男女共生センター（二本松市郭内一丁目196-1）

※第2期の会費として、お一人6000円をお持ちください♪



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

ホームページ ▶ <http://www.nariwaisoshou.jp/>

facebook ▶ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>

Twitter ▶ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）